

（午前10時45分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、中西議員より本一般質問に際し、参考資料の配付の申し入れがあり、議長において許可いたしております。資料につきましては、お手元に配付いたしております日程に従い、一般質問を行います。

順番13、8番 中西君。

〔8番（中西峰雄君）登壇〕

○8番（中西峰雄君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

私、今回欲張りまして、4点ございますので、手短かにやっていきたいと思っております。

まず、最初は、住民からの要望・要求への対応についてということで、これは以前に、平成15年9月あるいは平成18年12月と、2回既にやっている部分のことも含まれております。

まず、1番ですけれども、いわゆる口利き規制条例についてでございます。これ、口利き規制条例、ちょっと聞こえが悪いんですけども、正式に言いますと、住民等からの要望の文書化と公開についてということになります。これはどういうことかといいますと、市にはいろんな住民あるいは団体から要望・要求が来ます。その要望・要求につきまして、それが正当な要望であるのか、それとも不当な要望であるのかというのは、その段階ではなかなか判断のしにくい場合が多うございます。そうですので、それを文書にしまして、本人に読み聞かせしまして、そしてそれを後には公開していこうと、それによって、行政

の公正性・公平性、そして公開性というものを確保していこうということでもあります。これは実際に、全国的には、高知市あるいは千葉県佐倉市、この辺では、伊賀市、相生市、じゃなかったか、赤穂か相生、そして広島市等で条例にはなっておりませんが、取扱要綱・要領などで定められております。これを行うことによりまして、行政と住民あるいは団体、あるいは議員からの不明瞭なやりとりが防止されると。どんな要望を、あるいは要求をするのも、これは住民、団体の自由であります。自由でありますけれども、それらが後には公開されますよと、すべて市民の目に触れますよということで、それがやはり公正性を担保することになるんだという基本的な考え方に立っております。これを実は、当局にもお願いはしたいわけですが、これは、議員条例でも議会の議員提案でもできます。できれば、議員の皆さまにもご理解をいただきたいということで今回させていただきます。いろんなことがあっても、やはりそれが公開されてしまうんだということであれば、そこにおのずと自制というものも働きます。特に、議員は口利きをある意味なりわいとしている、そういう存在でありまして、これを規制といいますと悪いことなんですけれども、逆にその議員が住民の声、団体の声を一生懸命行政に届けているよということを市民の皆さんにわかっていただける、「あ、あの議員さんはこういうことも一生懸命やってくれとったんや」ということもわかるわけですね。だから、ものすごくいい面もある。よく言われるのは、人事関係の口利きというのがあります。まあ、新人さんはともかく、古い議員

は何人かからそういうお声をいただいたことがあるんじゃないかなというふうに思います。私は、その口利きを規制せよというふうには思いません。大いに口利きをしていただいたらいい。ただ、その口利きが橋本市のためになると、「この人物は橋本市のためになるんですよ、だから雇ったってくださいよ」、あるいは「この人本当に生活に困窮してる、困ってるんですよ」と、「もう臨時職員でも嘱託職員でも何でもいいから、この市でどっか働くところがあつたらぜひ雇ったってほしいんですよ」ということを正々堂々と口利きをすればいい。ただし、それは公開されるんですよということを覚悟してやっていただくということで、私はいいんじゃないかなというふうに思っております。

これは以前に、総務部長のほうが検討いたしますということになつておるんですが、その後どういうふうな、何も検討されてないと思いますが、今回質問を出させていただいたことによりまして、どういうご回答がいただけるか、期待したいと思っております。

もう一つは、クレーム要求に対しましてどんな対応をしているんですかと。組織として一体どういう対応をしているのかということをお聞きしたいと思います。担当者がやはり一番困るんですね。どうして処理していいのかわからないという場合が多々ございます。そういう場合にも、やはり上司、そして市全体として取り組んでいかなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、この点についてお聞きいたします。

もう一点でございますけれども、これがなかなか難しい。要するに、相手方との折衝が暗礁に乗り上げていく場合があります。この議会でもそうですね、お互いに平行線になってしまう。これはよくあることです。それぞれ人は考え方が違います。それは民主主義でも

あります。そんな場合に、いついつまでもずるずると交渉・折衝を続けていってるといのが実態であります。そのことによりまして、職員の通常の業務が著しく損なわれているという事実がございます。ですので、これは、ある程度一定期間、クレームあるいは要求に対しまして誠意を持って対応していく、これは当たり前のことでありますけれども、一定期間、そういうことをした後に平行線に陥ってしまった、あるいは暗礁に乗り上げてしまったという場合には、そこで一旦、その方とのその問題についての接触は断ち切るということが必要ではないのかなと。これも、担当職員1人ではなかなか難しい。組織全体としてそういう取り組みをしていかなければならないんじゃないかなというふうに考えてございます。なかなか難しいとは思いますが、どういうふうにお考えかお聞かせ願いたいというふうに思います。

そして、2番ですが、これは浄化槽の清掃料金についての質問でございます。これは、住民のある方から「この浄化槽の清掃料金、ずいぶん高いんちゃうんかいよ」というお声をいただきまして、私はそれまで高いかなとは思っておって、自分とも浄化槽を使っておるものですから、まあしゃあないかみたいな感じでおつたんですけれども。「あ、わかりました。いっぺん調べてみます」ということで調べ始めました。結構、なかなか奥が深うございます。

まず一点は、浄化槽の管理というのは、基本的にその設置者、個人が管理することになっています。これは、法で定められています。1年に1回の清掃をしなければ、今は県から市に管理が移管されておるわけですけども、それをしなければ市が勧告しなさいよと、そうしなければ罰金刑というのもあります。そういうことなんです。ところが、これは実際

ザル法になっていまして、何のチェックもできていない。これも私、ある方から相談を受けて、近所の浄化槽が、どうも全然清掃してなくて臭うんだと、何とかしてほしいんだという相談を受けたことがあります。担当課のほうに言いまして、大分時間かかりましたけども清掃していただきました。これについても、やはり何らかの対策を考えるべきではないのかなということです。

もう一点が、し尿のくみ取り料金は、条例で定められております。ところが、浄化槽汚泥の清掃、くみ取り料金については、条例では定まっております。だから、業者が決められています。これはなぜですかと、条例で制定はできないんですかということです。若干、私も調べた範囲で言わせていただきます。まず、このし尿というのは一般廃棄物です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、し尿等は一般廃棄物になっています。一般廃棄物は、市町村が収集処分しなければならないというふうに廃棄物処理法では決まっております。もう一点は、これはまあそういうふうに決まっておるということだけ言っておきましょう。時間かかりますのでね。再質問でやらせていただきます。何でし尿は条例で決まっておるのに、浄化槽は決まってないのかなということなんです。同じ一般廃棄物であるのにです。

もう一点が中心なんですけども、本当に住民の素朴な声やと思います。もう、これだけ世の中がデフレの時代になって、収入も伸びない、むしろ下がっていく中で、浄化槽の清掃料金だけは下がらない。それともう一点、私の資料の中で調べさせていただいたことで言いますと、し尿の処理代と浄化槽の処理代をリッター当たりあるいは重さ当たりで比べますと、約1.4倍から2倍の開きがあります。それは、お手元の資料を見ていただいたらわ

かると思います。何でこんなに差があんのよと。それで、橋本環境管理センター、学文路のし尿処理場に持って行って処分するときの業者さんが支払う費用は同じです。それで、「何でなんよ、おかしいんちゃうの」という、住民の本当に素朴な声やと思います。そんな中で、やはりどうも直感的に言っても、この浄化槽の清掃料金というのは何とかなるもんじゃないのかなということで、問わせていただきたいと思います。

三つ目いきます。三つ目は、皆さんご存じのとおり、6月の総務委員会でも報告をされたそうです。私、ちょっと聞いていなかったんですけども、その中で、ご存じのように県の指導のもとに計画をされておりました紀北ブロックの広域消防課というものがとんざしました。それ以降、6月の議会での総務委員会での報告以降、市の方針というのをお聞きしておりませんので、聞かせていただけますか。今後、一体どうするんですかと。もう、既に合併してから5年たちます。10億円のお金が伊都消防のために使われています。これ、本当は合併のときにきちっとしておけば、少なくともこれまででも5億円ぐらいのお金は浮いてきとるわけですね。それが消えてしまっていると。しかも、2消防本部体制が続いてしまっているということになっています。これは、できるだけ早くしなければならない。それと、もう一つ言いますと、最初から私は消防の関係者にも皆さんにも言うてました。二つの消防を一つにようせんのに、五つの消防を何で一つにようできるのよと。結果は、言うとおたとおりになりました。そのことは、伊都消防は広域組合ですので、うちの意思だけではなかなか決まらんと、難しいという事情はありますけど、やはりそれには、市当局、そして私ども議会も含めまして、何としてもこの二つの消防本部体制を解消しなければな

らないという強い気持ちが足らなかったんじゃないかなというふうに、私自身もまた反省しているところがございます。いずれにしても、先日も防災に関しての質問ございましたけども、この2消防本部体制というのは、災害のときにも大きな問題となってくるというふうに思いますので、聞かせていただきたいと思います。

もう一点、次いきます。時間があまりないので、4番は、文化スポーツ振興公社の将来についてということであります。この質問をさせていただこうと思った動機は、高野口の産業文化会館の指定管理のときに、相当この議会で、ここに今もういらっしゃらない方も何人かいらっしゃいますが、相当激しい議論がありました。なぜ、競争入札にしないのか、なぜ文化スポーツ振興公社に随意契約するんだという議論がありました。私は、ここで皆さんにも知っていただきたいことは何かといいますと、文化スポーツ振興公社は100%橋本市の子会社であると、橋本市が設立して橋本市が持っている子会社なんですね。それで、この子会社が赤字が出ますと、どうなりますか。最終的には、橋本市が持たなければならない。ですから、確かに、指定管理は民間の知恵を活用するというので、競争入札が原則ではあると思います。しかし、この文化スポーツ振興公社、これ今、現実に8人の正職員がいらっしゃいます。この方々のお給料を払っていかねばなりません。そんな中で、民間活力を活用しなければならない、平等に入札しなければならないという考え方で、物事を進めていきますと、文化スポーツ振興公社が立ち行かなくなってしまうという、その最終的な赤字は、国民宿舎紀伊見荘もそうですけど、市民が持たなければならないということになります。ですから、はっきり言いますと、橋本市と文化スポーツ振興公社は

一心同体であると言うてもいいと思います。そんな中で、やはり市としては、文化スポーツ振興公社にも一生懸命経営努力はしていただかなければならないし、できる限り自分たちで営業をやっている、市に依存しなくても、依存しなくてもというのは、つまり経営的にやっつけられるような努力はしていただかなければならない。しかしながら、市も文化スポーツ振興公社とともに、成り立つ方法を一生懸命考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。この文化スポーツ振興公社の問題は、将来においては、どうしても立ち行かなくなるという場合も想定しておかなければならないかなというふうには思っています。そのときには、そのときにきちっとやはり清算手続きに入るという事態が必要になるかもしれませんが、そういうことを含めて、この問題について基本のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

これをもって、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君の一般質問に対する答弁を求めます。

理事。

〔理事（吉田長司君）登壇〕

○理事（吉田長司君）はじめに、住民からの要望・要求への対応についてお答えいたします。

まず、最初に口利き規制条例についてでございますが、以前にも口利き文書化と公開についてご提言をいただき、本市情報公開制度の趣旨からも、個人情報以外のものについては原則公開すべきという考えのもと、検討してまいりましたが、いまだ実施に至っておりません。しかしながら、透明性を持った市政運営という観点、議員活動についての住民理解という観点から重要な課題と考えています

ので、引き続き検討してまいります。

次に、住民等からのクレームや要求に対する組織としての対応についてのおたがございますが、住民等から口頭、電話、ファクシミリにより、回答要求を受けた場合は橋本市文書取扱規定に基づき、電話等連絡票を作成し、事務処理をしています。また、本市では不当要求行為等の防止に関する要綱、不当要求行為等の防止に関する手引きを作成するとともに、36名の不当要求防止責任者を選任し、市としての対応体制を構築の上、各種要求、クレームに臨んでいるところです。なお、不当要求防止責任者については、毎年度、和歌山県公安委員会主催の不当要求防止責任者講習会に出席し、具体的対応方法についての研鑽に努めています。しかしながら、この手引きに基づく案件の処理はこれまで1件もないのが現状でございます。議員おたのしとおり、住民からの執拗なクレーム、要求が増えているのは事実で、面談や電話に割く時間が増えてきております。これは、全国的な傾向だと思っておりますが、時には非常に理不尽な要求もあり、その対応のために業務の運営に支障を来すこともあります。本市では公僕としての立場から、法律、ルール等にのりとした業務運営を遵守すべく粘り強い説明・説得に努めているところですが、一定の説明責任を果たした上で、了解が得られない場合の市としての対応方法について、今後実情を整理し、対策を協議してまいりたいと思っております。ご理解のほど、よろしくお願いたします。

次に、文化スポーツ振興公社の将来についてのご質問にお答いたします。

はじめに、文化スポーツ振興公社の設立に至った経緯を簡単にご説明いたします。旧橋本市では、昭和51年から民間デベロッパーによる大規模住宅開発が進み、大阪のベッドタウンとして人口が急激に増加しました。これ

を背景に、市民生活に直結した都市基盤の整備をはじめ、生活環境施設、文化スポーツ・レクリエーション施設などの整備を進め、特に橋本市運動公園は、平成3年度に市民プールが供用開始となり、以後順次テニスコート、多目的グラウンド、県立体育館の整備を進めてきました。社会情勢においては、高度情報化、高齢化そして国際化社会への流れが勢いを増し、市民生活においても自由時間の増大や価値観の多様化など、急速な社会情勢の変化が進みましたが、バブル経済崩壊後、日本経済の急激な悪化により、市の財政状況においても市税収入などが減少し、早急な財政健全化が求められ、さまざまな行財政改革に取り組みながら今日に至っております。こうした財政状況を背景に、行政での文化・スポーツ・レクリエーションの施設の維持管理の継続が非常に困難となり、また、これら施設の効果を十分に発揮されるためには民間的な経営感覚の導入及び独創的な発想が求められ、効率的かつ効果的な施設の活用が必要であるとの考えから、その受け皿として、平成9年7月に市の出資法人、財団法人橋本市文化スポーツ振興公社が設立され、これまで文化・スポーツ・レクリエーション施設の維持管理や運営を当公社に業務委託してまいりました。

しかしながら、平成15年9月の地方自治法一部改正により、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認められるときは、条例の定めるところにより法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定する者に当該公の施設の管理を行わせることができるという指定管理者制度に関する事項が明記され、本市においても多くの施設に当該制度を導入し、民間等のノウハウを取り入れた施設の管理運営に取り組んでいます。地方自治法の一部改正が行われるまでは、橋本市文化スポーツ振興公社は、市の外郭団体

として文化・スポーツ・レクリエーション施設の維持管理や運營業務の受託先として、市にかわりさまざまな市民サービスの提供を行ってまいりましたが、指定管理者制度の導入後、当該制度に対応すべき競争力の強化が求められることになりました。このことから、橋本市文化スポーツ振興公社としても市の100%出資団体であることに安心せず、自らの競争力を養うことが求められています。当該公社自身が持つ特性、自主性及び自立性を生かし、適正かつ円滑な運営実施を基本方針とし、さらに企画力・経営力を身に付け、市民から高い評価を得られるよう努力を求める考えです。市としましては、公社自らの取り組みにあわせ、公社を助言指導する立場から緊密に連携しながら、市民サービスの向上と効率的な施設運営に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

〔市民部長（井浦健之君）登壇〕

○市民部長（井浦健之君）議員おただしのとおり、単独浄化槽、合併浄化槽の維持管理、保守点検、清掃、水質検査につきましては、設置者の責任において実施することとなっています。かねてから、市内で設置されている浄化槽について適正管理されていないものがあり、橋本保健所と連携し、指導を行ってきたところでありますが、この浄化槽の設置届及び維持管理に関する事務について、平成22年度より県からの権限移譲により本市が行うこととなりました。このことを受けて、本市では平成22年度より市内浄化槽設置者に対し、適正管理の指導及び啓発を順次行っているところです。今後は、浄化槽の維持管理を怠った者については、浄化槽法により罰則規定もあることを周知し、適正管理について周知徹底を図ってまいります。

次に、料金の条例制定であります、くみ

取り料金につきましては、市直営でのくみ取りがあるため、地方自治法第228条の規定により制定しておりますが、浄化槽のくみ取り、清掃につきましては、橋本保健所より平成6年6月28日付で廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用について、し尿の収集、運搬のすべてを許可業者に行わせているにもかかわらず、当該収集運搬に係る料金を条例等で定めている事例があれば、適切な措置を講ずるようとの通知があり、本市においても直営ではないため、手数料条例の制定はできないのでご了解願います。

次に、リッター当たりの単価が、し尿と比べて高過ぎることではありますが、浄化槽の場合、ただ単にくみ取るだけではなく、清掃等作業も含めての料金であると考えています。また、近隣市町と同等程度であり、本市における浄化槽清掃手数料が突出して高額であるとは言えないと思っております。

○議長（井上勝彦君）消防長。

〔消防長（神谷重廣君）登壇〕

○消防長（神谷重廣君）一つの市に二つの消防本部の解消についてのご質問にお答えします。

平成18年3月、橋本市・高野口町の合併に伴い、本市には二つの消防本部が存在するようになりました。これまで、この問題につきまして幾度かご質問があり、その解消策としまして、二つの方策を実行してまいりました。一つは、かつらぎ町、九度山町との1市2町の広域化でございます。いま一つは、岩出市、紀の川市、高野町、そして紀美野町を加えた3市4町の広域化でございます。

まず、1市2町の広域化は、平成18年度の市町合併以来協議してまいりましたが、平成20年5月和歌山県消防広域化推進計画が策定され、これに基づく紀北地域の3市4町の広域化の計画が進んでまいりました。このよう

な状況の中で、紀北地域の消防広域化を優先し、平成23年3月1日に消防広域化協議会設立準備会を設置しました。5消防本部から計5名の常勤職員を担当させて広域化の事務を進め、平成23年5月26日には、紀北地域の消防広域化協議会を立ち上げる予定となっていました。「県内一つの広域化で進むべき」など、新たな意見が一部の首長から出され、消防広域化協議会設立を延期せざるを得なくなりました。この後の7市町長が善後策を協議する中でも、広域化の方向性が見出せない状況となっています。本市は、紀北地域3市4町の消防広域化を進めるのが最善の策として進めてまいりましたが、この状況下では大変厳しいものがあります。ただ、本市消防の変則体制を解消することは急務であることから、原点に戻り、かつらぎ町、九度山町との1市2町の消防広域化を進めるため、関係機関との調整を密にし、消防広域化を進めていくべきと考えます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君、再質問ありますか。

8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）順番、まずは消防のほうからいきたいと思います。消防のほうで原点に戻っていただけるということなんですけれども、この点につきまして、この話がそもそもぼしかった大きな理由は、首長の中の話がまとまらなかったということがございます。今回の紀北ブロックもそうです。ですから、この今原点に戻ってというところなんですけど、他町との意見の調整というのはどうなっておりますでしょうか。まだ、多少は前向きな方向になっておるのでしょうか。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君の再質問に対する答弁を求めます。

消防長。

○消防長（神谷重廣君）中西議員のご質問ですけれども、現在、紀北ブロックの協議会については延期ということで、きちっと結論が出ておりません。ただ、他市の首長につきましては、この異議を唱えた以外の、伊都とは良好な関係に今はあろうかと考えております。以上でございます。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）消防については、私は前々から言うておったのは、紀北ブロックも話が合うのであれば進めたらいいし、いいけれども、橋本と伊都消防との2消防の統合の話もばらで進めていってはいかがというふうに言うてました。それはまあ、無駄になることかもしれませんけど、そういうふう本来すべきやったということだけ言わせていただきます。それはそれでよろしくお願いします。

もう一つ、順番的に言いますと、文化スポーツ振興公社の件です。文化スポーツ振興公社の件なんですけども、ここで一点だけ端的にお答えいただきたいのは、やはり市と文化スポーツ振興公社は、今のところ一心同体にあるんだと、そういう認識をしっかりといただいているか、いただけていないのかということ。それと、もう一点は、文化スポーツ振興公社が独自性を持ってやっていただいているんですけども、どうも市とのコミュニケーションが悪いといいますか、本社の意向になかなか沿っていただけないところがあるということにつきまして、今後、文化スポーツ振興公社にどういうふうな姿勢で臨んでいくのかということ。もう一点は、やはり文化スポーツ振興公社にも当事者意識を持っていただいて、どこにも負けないだけの経営をしていたかなければ、将来解散ということもあり得るんだよということもきちっと言っているのかどうか、この点だけ、もう時間がないので、端的に三つお答えください。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）文化スポーツ振興公社と市の今の関係でございますけど、確かに運営の中でちょっと、評議委員会、理事会の中でトラブル的な議論があったのは確かでございます。現在のところにつきましては、やはり方針を決めるのは、市と文化スポーツ振興公社の中で考えていかなければいけないと。それと、指定管理の中で、県立体育館について特に、県立体育館の業務をやっているということがかなり大きゅうございます。それについては県のほうが市への指定管理じゃなしに一般でしたいという考え方がございますので、そのときに、5年間の指定管理を受けていますけども、そのときに万が一受けられなかっていけるような体制づくりもしていかなければいけないし、言われていましたお金の問題もありますけれども、8人の正職員のこともございます。そういうことで、体制を含めてそういうことをしていかなければいけないということで、現在のところは市と文化スポーツ振興公社で先にそういう議論を、やっぱり綿密な議論をしていかなければいけないということで、現在そういう形の議論を始めているところでございます。それと同時に産業文化会館、こういう施設につきましては、指定管理の最たる施設だろうかと思いますけれども、これにつきましては他のところが来ても勝ち抜けるような形、そのときになってみなければわからないですけども、特命でできるかできないかも含めて考えていきたいなと考えてございます。そのためには、実績は残していかなければいけないと、それだけの、文化スポーツ振興公社に頼んでええんだという皆の理解が得られるような実績を残していかなければいけないということで、そういう形でかかわってっております。

ということで、そういう形で文化スポーツ

振興公社につきましては、市としましては設立当初の考え方から変わってございません。ただ、委託から指定管理に変わっている中で、今後どないしていくかということ、文化スポーツ振興公社がやらなければいけないところはやっていただく、市として文化スポーツ振興公社じゃなしに、条例改正の考え方とか、料金の考え方ということで条例改正を伴ったり、設置条例、管理条例に抵触するようなところについては、市が主体的にやっていかなければいけないということもありますので、そういうことで市と文化スポーツ振興公社につきましては、今後綿密に協議しながら進めたいというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）今、県立体育館の話が出ましたけど、県立体育館の話をしますと長くなります。ただ、おっしゃられたように、県立体育館は、県としては一般競争入札をしていきたいんだということで、もしこれが市がとれないということになってきますと、文化スポーツ振興公社の経営が大変危機に陥るということも踏まえて今後やっていただけたらと思います。これは要望しておきます。

次に、まず逆に、浄化槽の件について言います。これは、先ほどちょっとお聞きしますと、保健所のほうから指導が来たと、それはある市が条例で定めてあって、地裁で敗訴したということがあるようです。ただ、敗訴したということが私もよう、地裁段階で敗訴、和解かどちらかですけども、よくわかりません。というのは、この法律を読みますと、どこにもそういうことはないんです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、それから地方自治法で言うと、定めてはいけないなんていうこと、どこにも書いていないんです。逆に言いますと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ではこういうふうになっています。廃棄



物の処理及び清掃に関する法律の12条でちょっと略して言いますが、廃棄物収集運搬業者は、当該市町村が地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定める手数料の額を超える額を、料金を受けてはならないと。条例で決める額を超えてはならないのだということになっているということは、これは条例で決めらなしゃあないということなんですね。地方自治法は、要するに使用料とか手数料とかについては、条例でこれを定めなければならないということです。こういうことがあるので、一審敗訴ということなんですが、法律上大変疑義のあるところかなというふうに思っています。それはまあ、論争言うてもしやあないんで、今後また検討していきたいと思うんですけども。

もう一点は、実際に定めているまちがあるんですね。これは部長のところには、私が調べた資料をお渡ししてますけども、ちょっとご紹介します。熊本市。熊本市は、これは浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例で、条例の規則の中で、「浄化槽清掃業者は、料金その他の営業に関する規定を定め、市長の承認を受けなければならない、これを変更するときも同様であるとする」と。もしも、法律違反であるならば、この条例は法律違反ですな。ところが実際存在しています。もう一点、何箇所かあります。羽島市もそうですね。羽島市は、許可をするときの申請書の添付書類として処理料金を記載した書類をつけなければならないという条例になっています。あるいは、千葉県稲敷市というところですが、ここも同じように添付書類の中で処理料金の記載を求めています。部長のおっしゃるように、これが全くの法律違反であるならば、この条例は、今例として申し上げた3市の条例は明らかに法律違反であります。ですので、ここの解釈はまたあれですけども、法律的に

言っても、県の保健所のほうから来た資料というのが法的に正しいかどうかというのは甚だ疑わしいというふうに言わざるを得ないのかなというふうに思います。

もう一点いきます。管理についてです。管理について、やっぱり市は、本来は個人の管理責任ですね。管理責任なんですけども、ところが、世の中なかなか皆さん規則を守る人ばかりじゃないんで、申し上げたような事例が発生します。それを防ぐためには、先ほど私、県から移管と言いついて間違えて、移譲を受けているのは市ですよ、この管理について。ですから、これについてやはり何らかの対策をしなきゃならんと、啓発もいいんですけども、この前も部長のところ資料をお届けしています。よそのところでは、業務報告書というものを毎月提出させているところがございます。業務報告書をチェック入れていけば、どの浄化槽が適切に清掃されてないのかというのがつかめるわけですね。だから、やはり業務報告書というものも考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

それと、料金で言います。これも、もう部長には既に申し上げてますけどもね。まず、近隣と同等であると、じゃあ、それは適正価格なんだろうという疑問なんですね。じゃあ、適正価格って何ですかというのと、私どもの社会は資本主義、自由主義経済社会でございます。その中では、市場機能の中で形成される価格が適正価格というのが大原則でございます。つまり、市場競争、市場メカニズムの中で形成される価格が適正であると、これが原則です。ところが、このし尿あるいは浄化槽の仕事につきましては、市場機能が十分に働いているというふうには考えにくい、そういう市場でございます。そういうときには、市場原理に任せることはできない、そうしますと混乱も起きますということで、許可

業者になつとるんですね。じゃあ、そのときにどう考えるかという、要するに経費ですね。その仕事をするのにどうしても経営上必要な原価に適正利潤を乗せたもの、これが適正価格という考え方ですね。これは、松下電器の松下幸之助さんの考え方でもありましたけどね。私は、今申し上げましたように、市場機能がやっぱり十分に働きにくい場だと、市場だということを思いますと、原価に適正利潤を乗せたものが適正価格ではないかなというふうに思います。そのためにも、じゃあ何ぼ経費かかっているんよと、じゃあ何ぼ売り上げがあるんよということを今まで市はつかんでないでしょう。ほかの市町村もつかんでないですよ。それで、周辺と一緒にすると、これは適正価格かどうかわかりません。じゃあ、これもちょっとその辺どない考えるのか聞きたいんですけどもね。

もう一点言いますと、いろいろ調べました、もう調べまくりました。そうしますと、先ほど申し上げました稲敷市、ここは料金出とるんですね。本市の場合は、だいたい一番多い5人槽、7人槽で、5人槽で3万5,000円弱、7人槽で4万円から4万5,000円、それが相場です。それに対しまして、まず鉏路市、これはホームページに載っているんですけど、5人槽で2万6,600円、7人槽で3万5,900円です。稲敷市、これは資料にも書いておりますけども、5人槽で2万1,000円、7人槽で2万4,000円ということになります。何でこんな差があるんよと、同じ日本国内で、まあ地域によって多少違うのはわかるんですけど、かなり大きな差がある。何なんよということだね。

僕はやっぱり住民の意識から言うと、本当にこれ高いという気持ちわかるんですよ。今までくみ取りでやってた料金と比べてもめちゃくちゃ高いと。それでね、皆さん生活豊かな方もおるけども、貧乏な方もいっぱいおる

わけで、そんな中でこの料金というのはやっぱり下げてほしいなど。本来、これは公共料金なんですよ。本来これは市が、ごみと一緒にですわ、ごみも委託しています。これは本来、市がしなければならぬ仕事で、委託でもですね、河内長野市は、たしか委託になっていると思います。そういう料金について市が何にもつかんでない。僕聞いてきましたけど、これ、市内の料金何ぼぐらいですかで、だいたいしかわかりませんねん。周辺の金額、だいたいしかわからない。そんな状態でね、おかしいんじゃないですかということなんですね。だんだん、時間の使い方が悪くて時間がなくなってきましたけども。

そこで、お尋ねいたしたいと思います。まず、一つはごみは委託になっているんですが、まあこれいろいろ歴史もいきさつもあって、聞いてもしゃあないのかもしれないですけど、なぜ、これは委託じゃないんでしょうかということ。これ、ちょっと聞きます。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）ごみの収集については委託があって、ただし、し尿なり、浄化槽については、許可になっているのはなぜかといったご質問だったと思うんですけど、環境省のほうへ問い合わせをいたしました。国の考えは、委託でも許可でもどちらでもよいといった考え方でありまして。ただ、あくまでも、一般廃棄物処理基本計画の位置付けがどうなっているのかということが、大きなポイントになるということでありました。そんな中で、平成20年3月に本市が策定をしております生活排水処理基本計画の中で、し尿及び浄化槽汚泥については、委託業者によって行っていくという形になって、定めております。それに基づいて、現在、直営分を除いたし尿のくみ取り及び浄化槽汚泥の清掃等につきましては許可という形をとっておるということ

でございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君） 8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）それはまあ、じゃあそういうことで聞いておきます。ちょっとうまく詰められないんですけども、正直言って、この価格がなぜこんなに高いのかなど、他市の例からこういう値段でやっている、先ほど申し上げたような例でやっている市もあるんです。というところは、やはりもっと考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。特に、思いますのは、収集運搬につきまして、生活排水処理基本計画の中でもうたっておりますけれども、合理的そして効率的な処理を行っていくことをうたっていただいているんですが、実際そうやってないんじゃないかなというふうに思うんですね。というのは、よその例を見ますと、地区割りをしまして、その地域について日も定めて集中して収集をしているところもいくつかあります。もう一点は、バキュームカー、車の容量なんですけれども、だいたい本市の場合は台数がものすごい多いですよ。22台ある。21台かな、21台あります。これはあれ、多いと思う。2トン車と4トン車とそれから8トン車というのがありますけれども、その辺の組み合わせも大変悪いんじゃないかなというふうに感じます。それで、私ばかりしゃべっておってもしゃあないんで、やはりこの料金については、調査をして、あるいは収集運搬方法につきましても、もっと効率的な収集方法があるんじゃないかなという立場に立って、これを見直して行って、その金額を下げたいなと思っております。その点についてお聞きしたいんですが。

その点の前に一言だけ言っておきます。値段の、価格の比較なんですけれども、まず素朴な疑問として、私が思うのは、今、橋本市の

ごみの収集運搬の委託料、これは約1億7,000万円から1億8,000万円です。これ、全市です、全市。それで、このし尿収集そして浄化槽清掃にかかっているコスト、これは、安いし尿のくみ取り料金で浄化槽の料金も計算したとしても、2億3,000万円ほどかかっています。これはやっぱり、いかにも高過ぎるんじゃないかなと。しかも、もう一点として言いますと、下水道が、約半分下水道なんですよ、このし尿そして浄化槽を使っているのは、住民のうちの半分の世帯しかない。それでごみ収集のコストよりもはるかに高いコストがかかっているというのは、素朴な疑問として、何なんよということなんで、この点について、この収集運搬あるいは価格について、改善をして行っていただきたいと思いますが、ご答弁願いたいと思います。

○議長（井上勝彦君） 市民部長。

○市民部長（井浦健之君）まず、先ほどの質問の中で、釧路市の例とか稲敷市の例を議員のほうから言われておったわけなんですけれども、どちらの市も浄化槽の清掃料金については条例で定めていないということです。ただ、釧路市につきましてはホームページに載っておるということなんですけれども、これは平均値を出して参考に市民に周知をしておるというふうなことでございました。それと稲敷市につきましては、業者間の協議によりまして料金が均一化になっているといった状況らしいです。そういうことで、料金を記載させる理由としては、いわゆる浄化槽汚泥なりし尿くみ取りについては任意価格であるので、確認の意味を込めて記載をしていただいているといったことをお聞きしております。私どもといたしましても、市が許可を行っておりますので、その収集料金について、いくらになつとるかということがきちんと把握しておらないということで、これはいかがなものかなという

ように思っております。今後、料金の記載も含めて一度検討をさせていただきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）じゃあ、これ、結構奥が深いですね。歴史もいきさつもいろいろございますし。業者とのやりとりもありますし。下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の絡みもありますし。なかなか難しいのはわかっていますが、ぜひ、やはり住民の負担をできるだけ軽くしていくというのは、行政の責任でございますから、一般廃棄物の処理は市の責任なんですよ。だからもう、公共料金と言ってもええものなんですよ。しかも、私が申し上げました、参考価格で2市は挙げているということですけども、安いでしょう。ホームページはね、出てるということはほぼその価格なんですよ。それでやっているんですよ。できているんです。そのことも踏まえて、やはりもっと積極的に効率化、そして料金も下げられるように努力してほしいと思います。要望しておきます。ちょっと時間がなくなってきました。

まず、1番に戻りますけども、口利きについては前向きに検討してください。これ要望しておきます。

もう一点、暗礁に乗り上げた場合に、担当者は組織から、上からきちんと、もう接触を断ちなさいということを指示いただければ、その接触は断ち難いんです。だから、担当者、係長、課長、部長そして上は副市長から市長まで、上からはっきりとしたそういう指示を出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）不当要求的な話だと思

います。それにつきましては、特に多いのは、担当者よりもどちらかといいますと、課長以上のところに来る話が多いです。それと、検討しますと言いましたけど、考えていきまうと言いましたけど、難問については1人で対応しないとか、場所についても考えていくという形のものもこれからいろいろ議論して、していきたいというふうに考えてございます。そういうことで、ケース・バイ・ケースでございますけれども、できるだけ複数で対応するとか、そういうふういろんな具体的な方法を考えていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）私が聞きたいのは一点です。基本的に、こういうケースについては、接触を一旦断つという基本方針を持っていただけですかということです。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）基本的な考えは同じでございます。ただ、説明不十分やと言われる場合もございますので、考え方として、理不尽なことについては断っていくという考え方で進めたいと思います。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）しつこいようですが、僕、理不尽とは言っていないです。世の中には、いろんな考え方の人がおるんですよ。その人の言うところは、その人の正義なんですよ。ところが、その人だけの行政じゃないでしょう。だから、市の考え方と食い違う。そこんところは、僕はクレームも大事なことやと思うんですよ。行政にものすごく役に立つこともたくさんあります。だから、理不尽という言葉はちょっと控えていただきたいなというふうに思います。そういうケースもある、平行線になってしまうケースもあるんで、その場合はそういうふうにするということをやっ

ていただきたいなと思います。

これで終わります。

○議長(井上勝彦君) これをもって、8番 中西君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時46分 休憩)